

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和7年4月11日（令和7年（行情）諮問第443号及び同第444号）

答申日：令和8年5月22日（令和8年度（行情）答申第137号及び同第138号）

事件名：特定年度「意見書」等の一部開示決定に関する件
特定年度「意見書」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる2文書（以下、順に「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年8月25日付け大管発第2656号及び令和6年6月24日付け同第1780号により大阪矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである（一部を除き原文ママ）。なお、添付資料は省略する。

(1) 審査請求書

ア 原処分1（諮問第443号）の関係

(ア) 本件対象文書1の1頁以外の不開示部分を全て開示せよ、との決定を求める。

(イ) 保安事故及び当該事故に使用された物品が明らかとなっても、処分庁が言う事実が発生するおそれはない。

(ウ) 物品の商品名等にはノウハウがないことから処分庁のいう理由はその前提を欠いており失当である。

イ 原処分2（諮問第444号）の関係

委員長以外の不開示部分を全て開示する、との決定を求める。

被収容者を特定することも、看守を特定することもできない。また、被収容者による反則行為等が起こる蓋然性もない。

詳細は、意見書により主張する。

(2) 意見書

ア 原処分1（諮問第443号）の関係

(ア) 下記第3の1（2）イの本件不開示部分1－1について

a 理由説明書（下記第3の1）の主張内容は、特定刑事施設Bにおける購入物品コード定価表が殆ど不開示となり（疎2）、それに係る特定地方裁判所A（以下「特定地裁」という。）での審理において国が主張している内容と同じである（疎3）。

b 特定地裁の判決では、国の主張は全て排斥され、国による商品等にノウハウがあるとの主張に対しても、ノウハウはないとする旨の判断がされている（疎3）。

また、本件不開示部分1－1と同様の情報について、法5条2号イに該当しない、と明確に判断されている（略）。

c 特定年月日に特定行為を行ったとして特定法違反で起訴された刑事事件において、無罪判決が特定地方裁判所Bで言い渡され（特定個人裁判長）、同判決で「一般化された情報についてまで自社の営業秘密として保護を受けるのはいささか都合が良すぎる」と判断されている。

本件不開示部分1－1について、単なる物品名、商品名等にすぎず、一般化された情報であることから、同判決で判断されているとおり、不開示とすることはいささか都合が良すぎるのである。

(イ) 下記第3の1（2）イの本件不開示部分1－2について

a 理由説明書で縷々主張しているが、「おそれがある」との主張に係る事実について、いずれも具体的に存在することが客観的に明白でない。判例違反である（浦和地判昭和59.6.11 行例集35-6-699）。

また、結果として「規律及び秩序が適正に維持されない状況が発生し」としているが、因果関係が曖昧である。

b すなわち、理由における主張は、いずれも憶測又は空想である、という他ないのである。

(ウ) 結語

以上のとおり、原処分1に係る不開示は、いずれも失当かつ不当なのである。

イ 原処分2（諮問第444号）の関係

(ア) 下記第3の2（2）イの本件不開示部分2－1について

a 個人に関する情報としているが、本件不開示部分2－1を開示

したとしても、個人を特定することは困難である。

そもそも、事案の発生日、被収容者の身分、年齢、性別が明らかになった場合、個人を特定することができるとの判断は奇矯という他ない。

- b 不適正処遇事案は、尚更のこと国民に対し公にする必要があり、不開示とすることは都合の悪いことは秘匿しようとする考えによるものであって、著しく不公正であって正義に反する。

報道機関に公表等がされていないことを理由にしているが、報道機関における公表の基準と公文書公開の基準は異なることから理由がない。

- (イ) 下記第3の2(2)イの本件不開示部分2-2について
上記ア(イ)と同旨。

- (ウ) 結語

以上のとおり、原処分2に係る不開示は、いずれも失当かつ不当なのである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分1(諮問443号)の関係

- (1) 原処分1に対する審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、令和5年6月5日受付行政文書開示請求書により、本件対象文書1を含む複数の行政文書の開示請求を行い、これを受けた処分庁が、本件対象文書1の一部を不開示とした一部開示決定(原処分1)を行ったことに対するものであり、審査請求人は、原処分1において不開示とされた部分のうち、特定刑事施設Aで購入可能な物品の具体的な商品名並びに保安事故及び当該事故に使用された物品が明らかとなる情報(以下「本件不開示部分1」という。)の開示を求めていることから、以下、原処分1の妥当性について検討する。

- (2) 本件不開示部分1の不開示情報該当性について

ア 刑事施設視察委員会について

刑事施設視察委員会(以下「委員会」という。)は、刑事施設の実情を的確に把握した上で、国民の代表として意見を述べ、施設運営全般の向上に寄与することを目的として設けられた第三者から構成される委員会であり、全国の各刑事施設(支所を除く。)に設置されている。

イ 本件対象文書1について

本件対象文書1は、特定委員会が特定刑事施設Aの長に提出した、特定年度Aの同委員会の活動結果等を記載した意見書であるところ、特定刑事施設Aで購入可能な物品の具体的な商品名(以下「本件不開示部分1-1」という。)並びに保安事故及び当該事故に使用さ

れた物品が明らかとなる情報（以下「本件不開示部分 1－2」という。）が不開示とされている。

ウ 本件不開示部分 1－1 について

(ア) 刑事施設における自弁物品販売等運營業務について

a 刑事施設の被収容者の自弁物品等の購入等について

刑事施設における被収容者の自弁物品等の購入等については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）51 条の規定及び刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成 18 年法務省令第 57 号）21 条 2 号の規定に基づき、刑事施設の管理運営上必要な制限として、刑事施設の長が定める種類の物品について、刑事施設の長が指定する事業者（以下「指定事業者」という。）から購入するものに制限することができる」とされている。

b 法務省矯正局長が特に定める事業者について

刑事施設の被収容者に対する物品販売については、過疎地等に所在する施設においては近隣の取扱事業者が極めて少ないこと、取扱物品が多品種小ロットのため事業として採算ベースに乗りにくいこと等の理由により、施設ごとに指定事業者を選定することが困難であることから、法務省矯正局において、全国の刑事施設において被収容者に対する物品販売業務を安定的かつ継続的に運営できる事業者（以下「特定事業者」という。）を選定し、刑事施設の長が指定事業者を選定する際の便宜を図っている。

c 特定事業者の選定に係る公募について

特定事業者については、法務省矯正局が公募により選定しているところ、公募手続においては、応募事業者に対し、実施業務の内容を記載した仕様書を提示した上で、その内容に沿った自弁物品販売等の業務に関する提案を行わせ、その内容の審査結果に基づいて事業者を選定している（複数の事業者が応募した場合は、より優れた提案を行った事業者が選定されることになる。）。

d 指定事業者又は特定事業者が取り扱う物品について

自弁物品等に係る商品には、法務省矯正局との協議により価格、仕様等を決定する「全国統一取扱物品」（全国の矯正施設において共通して取り扱う物品をいう。）と、各刑事施設の長との協議により価格、仕様等を決定する「統一外物品」とがあり、全国統一取扱物品は特定事業者が、統一外物品は各刑事施設の指定事業者が、取り扱っている。

(イ) 本件不開示部分 1 - 1 の不開示情報該当性について

特定刑事施設 A において取り扱われる全国統一取扱物品及び統一外物品の具体的な商品については、特定刑事施設 A の指定事業者（全国統一取扱物品については、指定事業者たる特定事業者）が、多種多様な商品の中から、色、形状、サイズ、内容量、品質等の仕様、価格などを総合的に勘案して法務省矯正局又は特定刑事施設 A に提案しているものである。このことからすると、提案の具体的内容は、当該事業者が刑事施設における自弁物品販売等運営業務を行う上でのノウハウに該当するものであり、特定刑事施設 A において取り扱われている商品に関する品名が記録されている本件不開示部分 1 - 1 が開示された場合、当該事業者と競合関係にある事業者等にとっては、本件不開示部分 1 - 1 の情報から、そのノウハウを模倣した提案を行うことを容易ならしめることとなり、法務省矯正局が今後行う可能性のある自弁物品販売等運営業務に係る公募手続又は特定刑事施設 A が今後行う統一外物品に係る指定事業者の選定において、現に当該業務を実施している事業者に対するやすく優位に立つことが可能になるといえる。

そうすると、本件不開示部分 1 - 1 を開示することにより、現に当該業務を実施している事業者の公正な競争上の地位及び正当な利益を害するおそれがあると認められることから、当該不開示部分は法 5 条 2 号イに規定される不開示情報に該当するといえる。

エ 本件不開示部分 1 - 2 について

本件不開示部分 1 - 2 には、実際に発生した保安事故及び当該事故に使用された物品が明らかとなる情報が記録されているところ、これらを公にすると、逃走、自殺等の保安事故を企図する者にとっては、その実行が容易となり、よって、刑事施設の規律及び秩序を適正に維持されない状況が発生し、又はその発生の危険性を高めるおそれがあることから、法 5 条 4 号に規定される不開示情報に該当するといえる。

また、これらの事態の発生を未然に防止するため、勤務体制、警備体制等の変更を余儀なくされるなど、被収容者の円滑かつ適切な収容事務の実施が困難となるなど、施設における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号に規定される不開示情報にも該当するといえる。

- (3) 以上のとおり、本件不開示部分 1 に記録された情報は、それぞれ法 5 条 2 号イ又は 4 号及び 6 号に規定される不開示情報に該当すると認められることから、本件不開示部分 1 を不開示とした原処分 1 は妥当である。

2 原処分 2（諮問第 4 4 4 号）の関係

(1) 原処分2に対する審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、令和6年4月15日受付行政文書開示請求書により、本件対象文書2を含む複数の行政文書の開示請求を行い、これを受けた処分庁が、本件対象文書2の一部を不開示とした一部開示決定(原処分2)を行ったことに対するものであり、審査請求人は、原処分2において不開示とされた部分のうち、特定刑事施設A視察委員会委員長の氏名及び印影が記録されている部分を除く部分(以下「本件不開示部分2」といい、本件不開示部分1と併せて「本件不開示部分」という。)の開示を求めているものと解されることから、以下、原処分2の妥当性について検討する。

(2) 本件不開示部分2の不開示情報該当性について

ア 刑事施設視察委員会について

上記1(2)アと同旨。

イ 本件対象文書2について

本件対象文書2は、特定年度Bにおいて、特定委員会が特定刑事施設Aの長に対して提出した意見書であるところ、原処分2において、特定委員からの質問に対し、特定刑事施設Aの長が回答した被収容者の身分、回答内容及び意見の具体的な申出内容、特定刑事施設Aにおいて発生した不適正処遇事案に係る職員の官職、性別、年齢、事案の発生日、当該事案の発生日等を推察できる情報、当該事案に係る被収容者の身分、年齢、性別に関する情報等が記録されている部分(以下「本件不開示部分2-1」という。)及び特定刑事施設Aの特定部署において特定業務に従事する職員の具体的な職員数が記録されている部分(以下「本件不開示部分2-2」という。)が不開示とされている。

ウ 本件不開示部分2-1について

標記不開示部分に記録された情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、法5条1号に規定される不開示情報に該当するものと認められる。

次に、法5条1号ただし書き該当性を検討すると、当該不開示部分に記録された情報には、特定刑事施設Aにおいて発生した不適正処遇事案(以下「本件不適正処遇事案」という。)に係る情報が含まれているところ、本件不適正処遇事案は報道機関に対する公表等がなされていないこと、当該情報が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人に対しても開示することが必要であると認めるべき特段の事情があるとはいえないこと、不適正処遇事案に係

る職員について、不適正処遇事案を発生させたとして特定委員会に対して報告される対象となることは、当該職員に分任された職務遂行の内容に係る情報とはいえないことから、当該情報は、同号ただし書きイないしハに該当するとは認められない。

また、当該不開示部分に記録されたその余の情報についても、法5条1号ただし書きイないしハに該当する特段の事情は認められない。

さらに、当該不開示部分に記録された情報に鑑みると、法6条2項に規定される部分開示の余地もない。

エ 本件不開示部分2-2について

標記不開示部分には、特定刑事施設Aの特定部署において特定業務に従事する職員の具体的な職員数が記録されているところ、これが開示された場合、逃走、自殺等を企図する者にとっては、その監視を逃れることが容易となり、よって、刑事施設の規律及び秩序を適正に維持されない状況が発生し、又はその発生の危険性を高めるおそれがあり、法5条4号に規定される不開示情報に該当する。また、これらの事態の発生を未然に防止するため、勤務体制、警備体制等の変更を余儀なくされるなど、被収容者の円滑かつ適切な収容事務の実施が困難となるなど、施設における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に規定される不開示情報にも該当する。

- (3) 以上のとおり、本件不開示部分2に記録された情報は、それぞれ法5条1号、4号又は6号に規定される不開示情報に該当すると認められることから、本件不開示部分2を不開示とした原処分2は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|--|
| ① 令和7年4月11日 | 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第443号及び同第444号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受（同上） |
| ③ 同月25日 | 審議（同上） |
| ④ 同年9月22日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受（令和7年（行情）諮問第443号） |
| ⑤ 同日 | 審査請求人から意見書を收受（令和7年（行情）諮問第444号） |
| ⑥ 令和8年2月20日 | 本件対象文書の見分及び審議（令和7年（行情）諮問第443号及び同第444号） |
| ⑦ 同年5月15日 | 令和7年（行情）諮問第443号及び |

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書を含む複数の文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書1につき、その一部を法5条2号イ、4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分1及び本件対象文書2につき、その一部を同条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分2を行った。

これに対し、審査請求人は本件不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、特定委員会が特定刑事施設Aの長に提出した、特定年度A及び特定年度Bの同委員会の活動結果等を記載した意見書であり、本件不開示部分には、①特定刑事施設Aで購入可能な物品の具体的な商品名（本件不開示部分1-1）、②保安事故及び当該事故に使用された物品が明らかとなる情報（本件不開示部分1-2）、③本件不適正処遇事案に係る情報等及び被収容者の意見内容（本件不開示部分2-1）並びに④特定刑事施設Aの特定部署において特定業務に従事する職員の具体的な人数（本件不開示部分2-2）が記載されていると認められる。

(2) 本件不開示部分1-1について

ア 標記不開示部分は、指定事業者が取り扱っている具体的な商品名である。

イ 当該不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は上記第3の1(2)ウ(イ)のとおり説明する。

ウ これを検討するに、刑事施設における自弁物品販売等運營業務に係る上記第3の1(2)ウ(ア) aないしcの諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、その内容を前提とすれば、当該不開示部分を公にした場合、指定事業者と競合関係にある事業者等をして、当該不開示部分の情報から、そのノウハウを模倣した提案を行うことを容易ならしめることとなり、法務省矯正局が今後行う可能性のある自弁物品販売等運營業務に係る公募手続又は特定刑事施設Aが今後行う統一外物品に係る指定事業者の選定の手続において、応募等を容易にすることが可能になり、現に当該業務を実施している事業者の公正な競争上の地位や正当な利益を害するおそれがあることは、これを否定することまではできない。

エ したがって、当該不開示部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 本件不開示部分1-2について

ア 標記不開示部分には、実際に発生した保安事故及び当該事故に使用された物品が明らかとなる情報が記載されているところ、これらを公にした場合、逃走、自殺等の保安事故を企図しようとする者にとっては、その実行が容易となり、その結果、刑事施設において、規律秩序が適正に維持されない状況が発生し、又はその発生の危険性を高めるおそれがある旨の上記第3の1(2)エの諮問庁の説明は、首肯できる。

イ そうすると、当該不開示部分は、これを公にすると、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(4) 本件不開示部分2-1について

ア 標記不開示部分は、①本件不適正処遇事案に係る特定職員の官職、性別及び年齢、②本件不適正処遇事案に係る被収容者の身分、年齢及び性別、当該事案の発生日及びそれを推察できる情報等並びに③被収容者の意見内容であると認められる。

イ 上記①について

(ア) 標記不開示部分を公にすると、既に開示されている部分や他の情報と照合することにより、特定職員の同僚、知人、その他関係者には、当該職員を特定する手掛かりとなり、その結果、当該職員が不適正処遇を行った事実等の当該職員にとって他者に知られたくない機微な情報がそれら関係者に知られることとなるなど、当該不開示部分は、法5条1号本文後段に規定する、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められる。

(イ) 次に、法5条1号ただし書該当性について検討する。

諮問庁の上記第3の2(2)ウの説明によれば、本件不適正処遇事案については報道機関に対する公表等がされていないとのことであり、これを覆すに足る事情は認められない。そうすると、当該不開示部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、法5条1号ただし書イに該当するとは認められない。

さらに、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であるとはいえず、法5条1

号ただし書ロに該当するとは認められないほか、当該職員が公務員であり、当該不開示部分に当該職員の職務に係る部分が含まれているとしても、不適正処遇を発生させたとして特定委員会に対して報告される対象となることは、当該職員に分任された職務遂行の内容に係る情報とはいえ、当該不開示部分は、同号ただし書ハに該当するとは認められない。

ウ 上記②について

標記不開示部分を公にすると、既に開示されている部分等と併せることにより、特定被収容者と同時期に収容されていた者等の関係者にとっては、当該被収容者を相当程度特定することが可能となり、その結果、一般的に他者に知られることを忌避する性質の情報である、特定刑事施設A内での当該被収容者の処遇状況等が判明することとなることから、当該不開示部分は、法5条1号本文後段に規定する、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

エ 上記③について

(ア) 標記不開示部分の不開示情報該当性について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

被収容者が視察委員会に宛てた書面は、職員による検査がなく、投函することができる措置が執られており、誰がどのような意見を投函したかを知り得ない形で、視察委員会に意見を伝える制度である。当該不開示部分に記載されている内容は、被収容者から特定委員会に宛てられた意見の内容そのものであるところ、これを公にすると、当該被収容者の関係者等において、当該被収容者をある程度特定することができるなど、法5条1号本文後段に規定する、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する。

(イ) これを検討するに、当該不開示部分には、被収容者から特定委員会宛ての意見の内容が記載されていることからすると、当該部分は、直ちに特定の個人を識別できるものとはいえないものの、当該被収容者の関係者にとって、当該被収容者を特定する手掛かりとなり得るものであり、更に視察委員会への意見の投函に係る制度の趣旨を踏まえると、これを公にすれば、当該被収容者が特定委員会宛てに投函した当該書面の記載自体という機微な情報が当該関係者に知られることとなり、当該被収容者の個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるから、法5条1号本文後段に規定する情報に

該当する。また、同号ただし書きに該当する事情も認められない。

オ したがって、本件不開示部分 2-1 は、法 5 条 1 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 本件不開示部分 2-2 について

ア 標記不開示部分には、特定刑事施設 A の特定部署において特定業務に従事する職員の具体的な人数が記載されているところ、これを公にした場合、逃走、自殺等の保安事故を企図しようとする者にとっては、その監視を逃れることが容易となり、その結果、刑事施設において、規律秩序が適正に維持されない状況が発生し、又はその発生の危険性を高めるおそれがある旨の上記第 3 の 2 (2) ウの諮問庁の説明は、特定業務の内容等に照らせば、不自然、不合理とは認められない。

イ そうすると、当該不開示部分は、これを公にすると、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 4 号に該当し、同条 6 号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号、2 号イ、4 号及び 6 号に該当するとして不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条 1 号、2 号イ及び 4 号に該当すると認められるので、同条 6 号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第 1 部会)

委員 中里智美、委員 木村琢麿、委員 中村真由美

別紙（本件対象文書）

- 1 「意見書（特定年度 A）」（特定年度 A 特定刑事施設 A）
- 2 「意見書（特定年度 B）」（特定年度 B 特定刑事施設 A）